

吹田市高齢者等フレイル予防に係る ICT を活用した認知機能評価
システム導入保守管理業務 仕様書

吹田市
福祉部高齢福祉室
令和4年5月

1 業務名

「吹田市高齢者等フレイル予防に係る ICT を活用した認知機能評価システム導入保守管理業務」

2 実施の背景

本市では令和3年4月に大阪府後期高齢者医療広域連合から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を受託し、福祉部、健康医療部協働で事業を推進している。企画調整において75歳以上の健康課題を抽出し、既存の保健事業・介護予防事業の棚卸を行ったところ、「認知症」が健康課題にあげられているにも関わらず、通いの場等において機能評価を実施できておらず、通いの場等におけるMCI状態の高齢者等の早期発見・早期介入支援が困難な状況であった。

市内の通いの場等については、いきいき百歳体操を継続するグループやひろば de 体操、市直営で実施する各種教室・講演会、相談会があり、それらの取組みの中で認知機能評価を行うにあたっては、従事する市職員等（以下、「市職員等」という。）の業務負担を省力化し、効果的・効率的かつ持続可能な実施体制を構築する必要がある。また認知機能評価を受けた高齢者等が、その機能評価結果に応じて適切な生活習慣病予防や介護予防に取り組む契機となり、具体的な行動を実践・継続することが重要である。

これらの状況を踏まえ、ICTを活用した認知機能評価を導入するに至った。

3 実施の目的

認知症の早期発見・早期治療のために、介護予防事業や通いの場等で認知機能評価システムを導入する。健常に回復する可能性が高い軽度認知機能障害（MCI）を発見することで、医療費や社会保障費の軽減を目指す。また、ICTを活用した介護予防事業の展開により、高齢者のICTリテラシーの向上を図る。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日

令和5年度から4年間は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約を行う予定。ただし、当該年度の歳出予算措置ができない場合についてはこの限りではない。

5 参加予定人数

令和4年度 合計 約1,040人

はつらつ体操教室 144人（12人×12会場）

いきいき百歳体操継続グループ 360人（月4回×6か月×15人）

フレイル予防気軽に相談会 210人（70人×3回）

出前講座での実施 180人（月2回×15人×6か月）

イベント開催時での使用 140人（70人×2回） 健康展・健都イベントを想定

6 実施体制

- （1）過去に自治体から同様事業の受託実績があり、実施に係る一定の知識があることが望ましい。
- （2）本市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。また、同事業所内に市職員等からの問い合わせに対応できるヘルプデスクを設置していること。
- （3）本業務を実施する事業者は、一定の認知機能評価に関する見識と経験を有する者又は、認知機能評価に関して学識経験者との連携体制を有する者とする。
- （4）本市職員が必要と認める時は検査のため、本業務に係る事業所の所有する資料、その他関係書類

を閲覧することができること。

(5) 本市職員と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な業務運営に努めること。

(6) 実施にあたって一括再委託は行わないこと。一部再委託を行う場合は市の承諾を得ること。

7 業務内容

(1) 認知機能評価アプリをインストール済みのインターネットに接続可能なタブレット端末等（以下「タブレット端末等」という。）を提供する。認知機能評価は次のア〜コまで満たしたものであること。

ア ICT を活用した認知機能評価であること。

イ インターネットに接続可能なタブレット端末等を使用し、簡便に庁舎外へ持出可能なこと。

ウ 実施会場によっては通信環境が整っていない場合があるため、タブレット端末等の提供期間中、随時接続可能な Wi-Fi ルーターまたは SIM カードを添付して提供すること。

エ 1 名あたりの認知機能評価が 5 分程度で実施可能なこと。

オ 計画力、記憶力、空間認識力、見当識、注意力等、認知機能を細分化して評価可能であること。

カ 高齢者等が使いやすい仕様であり、インターネット通信環境を除く実施会場の環境（気温、騒音等）に影響されないこと。

キ 契約金額内にタブレット端末等の通信料も含まれていること。

ク 認知機能評価参加者の性別、年齢、評価日、参加会場等の情報やその結果を事業者が所有するクラウド上及びタブレット端末等内で管理できること。

ケ 集積した認知機能評価結果をデータベースとして CSV 等で簡便に出力できること。

コ セキュリティ対策が十分であること。

(2) 貸与台数

タブレット等端末必要台数 6 台

令和 4 年度タブレット端末提供期間 令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の 6 か月間

令和 5 年度から 4 年間は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約を行う予定。（インターネットに接続可能なタブレット端末等のリース及び運用・保守契約を含む）

(3) ヘルプデスクの設置

(4) 市職員等への使用方法に関する研修